

田辺市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第1条 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項に規定する地域は、次に掲げる指定地域とする。

区域の区分	指定地域
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(特定工場等における規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分 時間の区分	昼間	夜間
		午前8時から午後8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ前条の表の左欄の区域の区分に応じ、それぞれ右欄に定める地域とする。
- 第1種区域又は第2種区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準（第1種区域にあつては、夜間を除く。）は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 振動の測定場所は、原則として特定工場等の敷地の境界線上とする。

(特定建設作業に伴う振動の規制に関する区域)

第3条 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。次条において「省令」という。）別表第1付表第1号に規定する区域は、次のとおりとする。

- 第1条の表第1種区域の項に規定する地域
- 第1条の表第2種区域の項に規定する地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - 学校教育法第1条に規定する学校

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第4条 省令別表第2備考1に規定する区域は、次のとおりとする。

(1) 第1種区域 第1条の表第1種区域の項に規定する地域

(2) 第2種区域 第1条の表第2種区域の項に規定する地域

2 省令別表第2備考2に規定する時間は、次のとおりとする。

(1) 昼間 午前8時から午後8時まで

(2) 夜間 午後8時から翌日の午前8時まで